

# 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会顕彰規程施行細則

平成19年5月22日  
綾社協細則第1号

制 定 平成19年5月22日綾社協細則第1号

改 正 平成23年8月31日 平成28年7月4日

令和2年3月19日 令和8年3月9日

(趣旨)

第1条 この施行細則は、社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会顕彰規程（昭和57年綾社協規程第11号以下「顕彰規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(表彰候補者の対象)

第2条 顕彰規程第3条に規定する表彰候補者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、該当する号において、既に表彰を受けた者は、除くものとする。

- (1) 民生委員児童委員として10年以上在職している者
- (2) 保護司として10年以上在職している者
- (3) 里親として10年以上児童を養育している者
- (4) ボランティアとして10年以上活動している個人又は団体。ただし、団体に所属し活動する個人は除くものとする。
- (5) 地域福祉の推進に10年以上貢献した地区社会福祉協議会又はその役員
- (6) 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）、社会福祉法人、福祉団体又はボランティア団体の役員として10年以上従事し、特に功績顕著な者
- (7) その他社会福祉の進展に貢献し、その功績が特に顕著な者

(感謝候補者の対象)

第3条 顕彰規程第3条に規定する感謝候補者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、該当する号において、既に感謝を受けた者は、除くものとする。

- (1) 民生委員児童委員として20年以上在職している者
- (2) 保護司として20年以上在職している者
- (3) 里親として20年以上児童を養育している者
- (4) ボランティアとして20年以上活動している個人又は団体。ただし、団体に所属し活動する個人は除くものとする。
- (5) 地域福祉の推進に20年以上貢献した地区社会福祉協議会又はその役員
- (6) 本会、社会福祉法人、福祉団体又はボランティア団体の役員として20年以上従事し、特に功績顕著な者
- (7) 社会福祉協力者で、特に功績顕著な者

2 前項第6号に該当する者にあつては、原則として既に会長又は市長の表彰を受け、かつ、その後も引き続き社会福祉に協力している者とする。

(特別感謝候補者の対象)

第4条 顕彰規程第3条に規定する感謝候補者の内、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、該当する号において、既に特別感謝を受けた者は、除くものとする。

- (1) 民生委員児童委員として30年以上在職している者
- (2) 保護司として30年以上在職している者
- (3) 里親として30年以上児童を養育している者
- (4) ボランティアとして30年以上活動している個人又は団体。ただし、団体に所属し活動する個人は除くものとする。
- (5) 地域福祉の推進に30年以上貢献した地区社会福祉協議会又はその役員
- (6) 本会、社会福祉法人、福祉団体又はボランティア団体の役員として30年以上従事し、特に功績顕著な者
- (7) 社会福祉協力者で、特に功績顕著な者

2 前項第6号に該当する者にあつては、原則として既に会長又は市長の表彰を受け、かつ、その後も引き続き社会福祉に協力している者とする。

(推薦基準)

第5条 顕彰候補者の推薦は、次の基準による。

2 第2条第1項第6号、第3条第1項第6号及び第4条第1項第6号に規定する本会、社会福祉法人及び福祉団体の役員とは、次の者をいう。

- (1) 本会及び社会福祉法人の役員にあつては、理事として当該法人等の運営・発

展に特に寄与した者

(2) 福祉団体にあつては、原則として本会の会員であることとし、役員として団体の組織運営・発展及び社会福祉の向上に特に寄与した者

(3) ボランティア団体にあつては、あやせボランティアセンターに登録しているボランティア団体であることとし、役員として団体の組織運営・発展及び社会福祉の向上に特に寄与した者

3 前条第1項第7号に規定する社会福祉協力者で、特に功績顕著な者とは、前条第2項に該当し、継続して特に功績のあった者で、次の各号に定める者をいう。

(1) 地域の福祉活動推進に積極的に10年以上参加協力した個人又は団体。ただし、団体に所属し活動する個人は除くものとする。

(2) 社会福祉施設・団体に対し10年以上援助・奉仕した個人又は団体。ただし、団体に所属し活動する個人は除くものとする。

4 前項のほか活動範囲・対象が県下全域又はそれに相当するもので社会福祉の向上のため特に功績のあった個人又は団体

5 顕彰規程第3条第2項に規定する本会の事業の推進に寄与した者とは、個人は5万円以上、団体等は10万円以上の金品又は物品を寄託した者とする。この場合において、これまでに寄託した金品又は物品があるときは、その額を含め算出するものとする。

6 前項で規定する物品の場合は、時価換算した額を算出するものとする。

7 同条第5項の規定に該当し、感謝の意を表した者に対し、再び感謝の意を表する場合の額には、従前の額は算出しないものとする。

8 顕彰候補者を推薦する所属団体長、施設長及び会長は、社会福祉事業功労者（表彰・感謝）推薦書（第1号様式）に必要事項を記入し、推薦するものとする。（表彰状等）

第6条 表彰状及び感謝状は、第2号様式とし、記念品は、その都度定める。

（死亡の取扱い）

第7条 顕彰の該当者でその在職の期間中に顕彰を受けることなく、前年の7月2日以降死亡した者についても顕彰を行う。

（在任期間の算定）

第8条 在任期間の算定は、第2条第1項第1号から第6号及び第3条第1項第1号から第6号までの在職期間を通算することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会顕彰規程施行細則（昭和57年5月20日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。